

災害等で被害に遭われた大学院受験者の方へ

一橋大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、下記のとおり入学検定料免除の特別措置を講じます。

記

1 免除の対象

- (1) 主たる家計支持者が災害救助法適用地域において、入学試験実施日の1年以内に被災した場合
- (2) (1) に準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合

2 免除の手続き

検定料の免除を受けようとする方は、出願時に出願書類として提出することとしている入学検定料振込明細書等又は写しに替えて、次の書類を提出してください。

なお、この手続を行う場合は、出願時に「入学検定料」を振り込まないでください。

- (1) 「検定料免除願」(別紙様式)
- (2) 市町村長が発行するり災証明書

3 免除の取消

検定料免除願の記載内容が事実と異なる場合には、検定料の免除が取り消されます。

4 本件に関する問合せ先

学務部教務課 (電話番号) 042-580-8119

(上記免除を既に希望していて「入学検定料」を振り込んだ方は、上記までお問い合わせください。)

